

ご契約者の皆様へ

共栄火災海上保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する海外旅行保険の商品改定のご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および感染拡大により影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、弊社では以下のとおり商品改定を実施いたします。

**1. 改定内容**

海外旅行保険の疾病補償につきまして、以下のとおり補償対象となる治療開始までの期間を延長し、新型コロナウイルス感染症は「責任期間終了後 30 日以内に治療を開始した場合（疾病死亡保険金については死亡された場合）」を補償対象とします。

補償対象となる治療 開始までの期間	対象疾病	
	改定前	改定後
責任期間終了後 30 日以内	「感染症法 <sup>(注)</sup> における一 類感染症、二類感染症、三 類感染症および四類感染 症」	左記に加え、「新型コロナ ウイルス感染症」
責任期間終了後 72 時間以内	上記以外の疾病	上記以外の疾病

(注)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」をいいます。

**2. 対象商品**

以下の商品に「新型コロナウイルス感染症追加補償特約」を新設し、対象特約をセットしている全契約に、追加保険料なしで自動セットします。

対象商品	対象特約	自動セットする特約
海外旅行保険	疾病治療費用補償特約 治療・救援費用補償特約 疾病死亡保険金支払特約	新型コロナウイルス感染症 追加補償特約

**3. 対象契約**

本改定は、2020年2月1日に遡って適用します。具体的には、以下の契約が対象となります。

- ・2020年2月1日が保険期間に含まれる契約
- ・2020年2月1日以降に保険始期が開始する契約

(注) 保険始期日前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

#### 4. 保険料および契約内容の変更手続き

本改定にともなう追加保険料はありません。

また、既にご契約の場合、ご契約者様による契約内容の変更手続きも不要です。

- 保険金のご請求のご連絡につきましては、取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」  
0120-044-077（通話料無料）

- 自動セットする特約は、以下のとおりです。改定内容につきましては、弊社ホームページ(<https://www.kyoeikasai.co.jp/>)もご参照いただきますようお願い申し上げます。

#### 新型コロナウイルス感染症追加補償特約

##### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
し 新型コロナウイルス感染症	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいいます。

##### 第2条（特約の読み替え－保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約により、この保険契約に疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

- ② 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のア.～オ.のいずれかに該当する感染症（注2）を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合
- ア. 一類感染症
  - イ. 二類感染症
  - ウ. 三類感染症
  - エ. 四類感染症
  - オ. 新型コロナウイルス感染症

」

- (2) 当社は、この特約により、この保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)③の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「  
③ 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のア．～オ．のいずれかに該当する感染症（注4）を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合

- ア． 一類感染症
- イ． 二類感染症
- ウ． 三類感染症
- エ． 四類感染症
- オ． 新型コロナウイルス感染症

」

(3) 当社は、この特約により、この保険契約に疾病死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)③の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「  
③ 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のア．～オ．のいずれかに該当する感染症（注）を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

- ア． 一類感染症
- イ． 二類感染症
- ウ． 三類感染症
- エ． 四類感染症
- オ． 新型コロナウイルス感染症

」

以上